

## ○西紋別地区環境衛生施設組合職員等定数条例

制定 昭和50年4月1日条例第4号

改正 平成19年3月28日条例第2号

令和2年3月24日条例第1号

令和3年9月28日条例第6号

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、西紋別地区環境衛生施設組合職員等の定数を定めるものとする。

### (職員の定数)

第2条 組合職員の定数は、3名とする。

### (議会の職員)

第3条 議会の職員の定数は、5名とする。

### (監査委員の補助職員)

第4条 監査委員を補助する職員の定数は、2名とする。

### (公平委員会の職員)

第5条 公平委員会の職員の定数は、1名とする。

### (定数外の職員)

第6条 次の各号に掲げる職員は、前4条の定数には含まれないものとする。

- (1) 兼務職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) 休職職員

### 附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日条例第6号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。